

久喜市水道給水条例及び久喜市下水道条例の一部を改正する条例

(久喜市水道給水条例の一部改正)

第1条 久喜市水道給水条例(平成22年久喜市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(久喜市下水道条例の一部改正)

第2条 久喜市下水道条例(平成22年久喜市条例第213号)の一部を次のように改正する。

第33条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。